

## 三河本宗寺について

——土呂坊・鷲塚坊をめぐって——

青木 馨

### はじめに

蓮如以降の本願寺化した三河教団をリードしたのは、佐々木上宮寺・野寺本證寺・針崎勝鬘寺の三カ寺と本宗寺であることはあらためて言う迄もない。殊に本宗寺は、いわゆる一家衆寺院としてその成立や性格は在地の大坊主とはおのずから異なるものの、今迄これに焦点をあてた研究は少なく、織田顕信教授の研究があるに過ぎない<sup>(1)</sup>。これは特に創草の事情について考察されるものである。

本稿では、本宗寺の成立・展開を考える中に、近年発見されたり管見に入った若干の史料に注目し、本宗寺の三河内外の教線拡大の動向をめぐって考察しつつ、合わせて従来見過ごされて来た土呂坊に対する鷲塚坊の存在意義にも焦点を当て、両坊の果たした役割について若干の検討を

三河本宗寺について

加えるものである。

### 一

本宗寺は、一般に応仁二年（一四六八）蓮如三河下向をもって創設されたとする。これは、蓮如を媒介として転派・改宗を伝える一般寺院の伝承と重り合うが、この年に蓮如下向を示す明確な史料はなく、おそらくこれらの伝承も近世後期頃に成立するものと考えられる。ただこれは、碧南市応仁寺と安城市本證寺所蔵の名号裏書<sup>(2)</sup>の年次と合致し、これによって支持されて来たようである。殊に応仁二年という年は、蓮如にとっても一つの画期となった年のようである。寛正六年（一四六五）の大谷破却以後、祖像安置場所が定まり叡山との問題回避策としてその年の四月の実如への譴状を一つの区切りと見るならば、その後東国下向

がなされたことは自然である。結果的に、近江以东の拠点として如光を中心に本願寺門徒団が形成されつつあった三河へ蓮如の注目が寄せられたことは想像に難くない。

まずここで、本宗寺創設の経緯と密接に関わる如光と蓮如の関係について着目してみたい。

蓮如と如光の関係は、寛正二年（一四六一）九月二日上宮寺へ下付の本尊裏書を以って明確な年次の初見とするが、寛正の法難の際の本福寺記録に見られる如光の活躍や、如光が没した時の蓮如からの悔やみ状からも、両者がいかに親密であったかは今さら多言を要さない。特に後者は「この四五年ハうちそいひて、よろつなにも事もたのミ入ひ事にていに、ひとしほちからをおとしひ」とあり、本願寺存亡にかかわる時期に如光は蓮如に昵近したことが知られる。蓮如と如光のこのような関係をみる時、本宗寺（土呂坊）の創設は如光の存在ぬきには考えられないであろう。ただ、大略事実を描いていると考えられる「上宮寺縁起絵」等の伝承史料にも土呂坊と如光の関係を見出し得ない点や、如光が応仁二年十一月に没した事などにより織田教授は両者の関係には否定的で、むしろ在地の石川一族との関係を強調される。また、創設についての明確な年次やその目的については、手掛りとする史料は乏しい。これは一つに、蓮如取り立ての坊舎でありながら本願寺の血縁が入寺するのは実円まで待たねばならないためと考えられる。

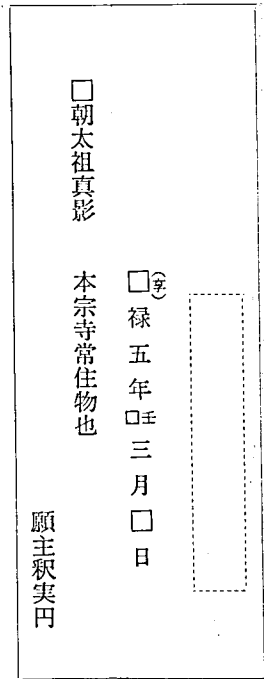
ともかく本宗寺が土呂に設定されるのは、『信長公記』<sup>(5)</sup>などに見られ

る経済的・交通上の優位性によるものであろうが、如光の誘引の背景には、この時期元来高田系であった上宮寺と共に、事実上本願寺と間接的に血縁寺となっていた勝鬘寺の両大坊をはじめとする（本證寺はこの時点で完全に本願寺傘下に入ったかどうか断定出来ないが、本願寺色になる傾向は大きい）末道場群の本願寺化を、明確たらしめる中心道場とすべき意志が作動したものと考えられる。そこには、たとえ無住であつても蓮如開山という権威的存在としての機能が要求されたことは否定出来ない。

ところで、実円がいつ本宗寺に入寺したかについては明確を欠くが、兄本徳寺実玄が十九才で早世後彼が本徳寺兼住となることは周知の通りである。後述のように、飯貝本善寺へ実孝が七才で入寺したことを考えれば、いずれも幼少に入寺しており、実円は明応七年生まれであり、明応末から文亀頃にかけて入寺という形をとったものと思われる。したがって、実円入寺は少なくとも四、五十年後のことになる。

しかし、すでに文明七年（一四七五）に親鸞無図御影と同絵伝四幅が蓮如より土呂坊に下付されたことを示す記録<sup>(6)</sup>もあり、これが事実ならば応仁二年創建説はほぼ信憑してよく、当初より坊舎も整えられたとみてよい。また、土呂坊がいつ頃より本宗寺を称したかもやはり不明確であるが、次のような裏書のある七高僧像が姫路市本徳寺に所蔵される。

管見では、これは同時代史料による本宗寺寺号の初見である。多くの場合、寺号を称するのは坊創設より少し後になることを考えると、おそ



らくこの頃寺号が称されるようになったとみてよいであろう。

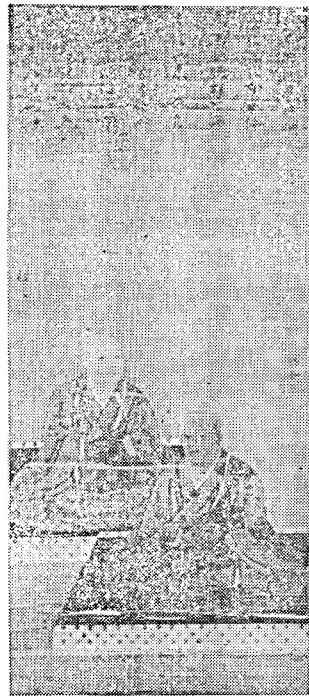
実悟によれば、蓮如取り立ての坊舎は大坂殿・堺御坊・吉崎・英河・土呂・鶯塚・飯貝・黒江の八カ所があげられる<sup>(7)</sup>。大坂は本寺として、堺は隠居所、吉崎も半ば本寺的性格を持った経緯からこれらは他の坊と根本的に異なる。しかし、英賀以下の五坊については、例えば鶯塚坊・黒江坊などは蓮如在世中に坊として取り立てられたか疑問の所もある。長嶋坊(願證寺)や富田坊(教行寺)のように、蓮如が開基あるいは開創にかかわった例は多いが、実悟がこれら八坊を特にあげたのは何らかの基準に基いていると思われるが、今はそれを明らかにし得ない。いずれにしても、土呂と鶯塚の両坊がここにあげられていることは、本宗寺の存在を考える上で重視しなければならないであろう。

二

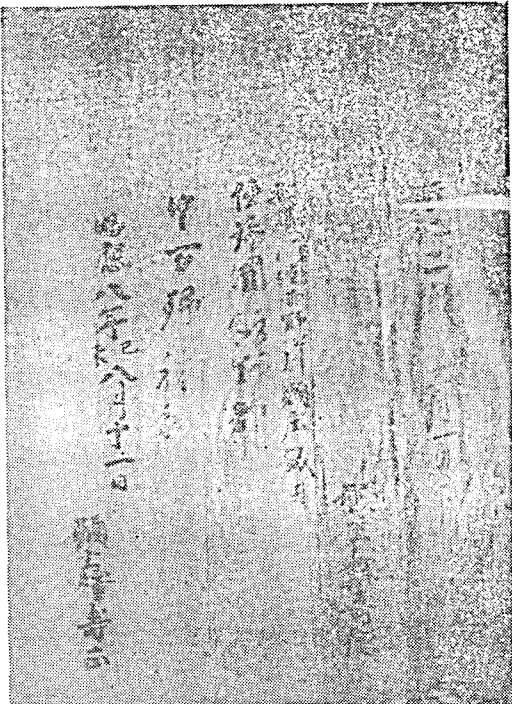
ここで、本宗寺を考える上で極めて興味深い史料があるのでまずこれ

三河本宗寺について

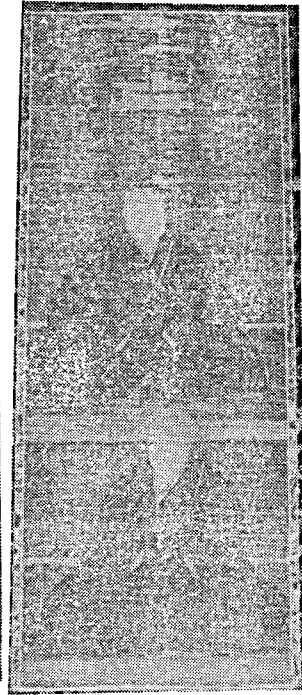
を紹介したい。



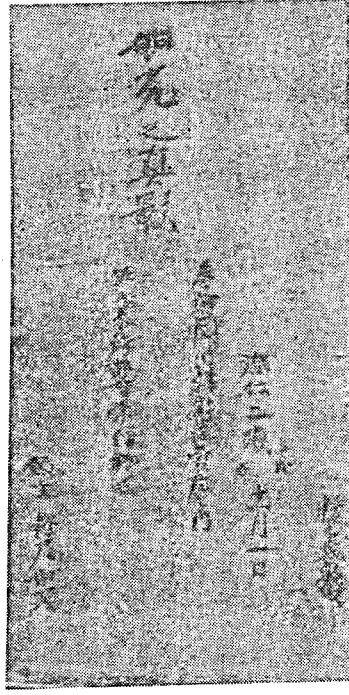
松阪市本宗寺蔵



同裏書



岡崎市上宮寺蔵



同裏書

松阪市本宗寺(大谷派)に所蔵される蓮如・如光連座像がそれである。これについてはすでに紹介を兼ねて簡単に私見を発表したが、<sup>(8)</sup>今一度、もう少し詳細に検討せねばならない。まず、これと同様のものが佐々木上宮寺に伝わっていることは周知の通りであり、これとの対比から見ていくことにする。

法量

上宮寺本 101 cm × 37.9 cm

本宗寺本 87.8 cm × 38.8 cm

讃 両者「如来所以興出世」以下八句

銘 両者「釈蓮如」「釈如光」

両者絹本着色で、絵相は上宮寺本は上下に描かれるのに対し、本宗寺本は斜めに重り合って描かれている。裏書は以下のようなものであるが、共に応仁二年(一四六八)十一月一日でこれは如光の命日に当たる。ただこれらは、描法や裏書の書式も異り、同様のものを同時に二幅作成したというより、若干の時間的ズレがあったと考えた方が自然であろう。

釈蓮如(花押)

応仁二歳子戌十一月一日

如光之真影

参河国波津郡志貴庄之内

佐々木浄弘寺常住物也

願主釈尼如願

〈上宮寺蔵〉

(A)

応仁二歳 十一月一日

釈蓮如(花押)

願主釈寿徳

(B)

祐慶門徒吉野郷川頰庄飯貝

伊勢国飯野郡

中万郷射和

明応八年未己 八月十一日

願主釈寿正

〈本宗寺藏〉

本宗寺本は、二通りの裏書が添付されるという特殊な形態のものであり、ここでは便宜上前者を(A)、後者を(B)とし、次にこの裏書について検討を加えてみたい。

(A)については、上宮寺本と異り物件の名称がなく願主の住所、本末関係の記載もない。ただ、この様な例は他にもありさして不自然ではない。(B)は、年次と筆跡から明らかに実如により裏書されたものだが、署名もなくかつ住所も二通り記され特異なものである。(A)(B)から問題となるのは、応仁二年における寿徳なる人物、明応八年(一四九九)寿正なる人物と飯貝・射和の両地がどうかかわっていたかという事である。

そこでこれらの問題を考える上で注目すべき史料が存する。それは、吉野飯貝本善寺の迹如(本願寺)取り立ての経緯に関する実孝自筆の妻みなみ向宛の記録である。本文は読解が非常に困難な部分があり、意味不明の箇所も多く、これについては発見者の故宮崎円遵博士が一応解説

三河本宗寺について

されてはいるが、以下関係部分を抄出しておきたい。尚『皆乘院実孝書』<sup>(40)</sup>と題されるが、ここでは『実孝書』とする。また、明らかに誤読と思われる部分を数カ所改めた。

中略

一、此門徒中の事ハもとハ奈良衆飯貝ニハ坊主も候て佛法かたもしな  
く共候ぬ間、いかやうの人にて〇も佛法の志の人もかなと各存候之処、  
三河の人に寿徳と申人候つる間、此門徒中ニ置申しつかい被すに、  
候つる、其人往生候て後又人もなく候間前々住様へたれにても  
をき申度之由候へハ、慶順と申候人を御下し候つる、是も三河の人に  
て佐々木の下にて候つる、此慶順の時佐々木より被申事ニ慶順ハ佐々  
木の下にて候間、なら衆も佐々木門徒たるへきよし被申候つる、然共  
それハいはれぬ儀被申候、前々住様より被仰付候て、慶順時より直ニ  
参候つる、慶順往生以後又人候いてせうしに候よしを前々住様へ又申  
上候へハ、我らを御下候間めしつかわれ候(中略)。

一、前任様之御時此門徒中に被仰出事ハ、前三河のすちめ候間、土呂  
殿へ参候へ与力の事は我等二前々ニすこしも相かハらす与力し候へと  
被仰出候、其時各申事ニ三河の事ハ前々住様之御時事はて落居候よし  
の子細共申分候へハ、其段子細ハきこしめしわけられ候へし、然共先  
土呂殿へ参候へと被仰候、乍去此門徒中の申事に既我等を坊主にと申  
候て、前々住之御時申下候間、如此被仰出候事いわれさる御事にて候  
と存候間……(中略)。

一、なら衆にも土呂殿へ参候共我等かたへの事へ前々ニいさゝかも相かへらす与力候へ無沙汰候てハ可為曲事之由披仰付候由我等にも被仰聞候へ共、かはりはてたる躰にて候へハ迷惑此事候、如此之申事ハ我等迷惑仕候事此儀にて候へハ、せめて御分別もまいり候へ、かたしけなくそんし候ハんとの申事候(以下略)。

これによると、まず飯貝の坊主に三河の人で寿徳という人を置いたというが、これは裏書(A)の寿徳とみて間違いない。さらに寿徳没後、再び坊主がなく前々住(蓮如)より慶順という人を下されたが、やはり「三河の人にて佐々木の下」であったと云う。寿徳が佐々木下であるかは明記されないが、連座像の願主となりうる程であるので上宮寺の門末でもむしろ有力な存在と考えられる。ここに、寿徳——慶順と三河上宮寺系門末の二人が相次いで吉野衆のリーダーとしての存在を確認する事が出来る。<sup>(1)</sup>吉野と三河門徒の関係については従来あまり考察されていないが、両者はかなり早くから交渉があったものであろうか、『存覚袖日記』にその名の見える大和の学念なる人物が書写した『教行信証』の写本が、野寺本證寺に伝来することも注意すべきである。また宮崎円遵博士は、蓮如が応仁二年三河巡化の後秋に吉野に下っていることを考えると「三河・吉野両旅行の間には何らかの関連があるとも想像されるであろう。」と云われる。<sup>(2)</sup>この年の蓮如の三河下向が事実とすれば、如光との接触と上宮寺系吉野門徒との何らかの調整があったことは十分考えられ、この指摘は考慮すべきものであろう。

一方、慶順の時には佐々木(上宮寺)より彼が上宮寺下であるから、奈良衆も佐々木門徒であるべきと申し出たが、文意不明ながら蓮如に仰せ付けられてこの時より直参となったということであろうか。そして、慶順往生の後実孝の入寺となったようである。

次に(B)については、蓮如没直後の明応八年八月十一日、署名はないが筆跡から実如により再び裏書されたものである。願主の寿正については明確を欠くが、先の寿徳の後継と思われるものの『実孝書』にはその名は見えず、慶順とも別人物であろう。この裏書は、やはり蓮如の没と何らかの関りを思わしめるのであるが、『実孝書』の記事にその後の事情を求めてみたい。

それによると、前住実如の時、三河の「すぢめ」により土呂殿へ参り前々同様与力するよう、恐らく土呂殿乃至は上宮寺側よりの申し出があったが、三河のことは前々住の時に解決しているのであり、さらに実孝が坊主として配されているのであってそれは「いわれざる御事」であった。さらに重ねて、奈良衆にも土呂殿へ参り前々に変わらぬ与力を求めており、「如此之申事ハ我等迷惑仕候事此儀」であったという。このように、蓮如没後も飯貝(本善寺)を中心とする門徒団に対して、土呂側は三河との「すぢめ」を盾に執拗に与力継続を求めていることが知られる。これは、蓮如の没後三河系(上宮寺)との関わりの中で、幼少なるが故であろうか実孝入寺以後も吉野門徒の帰属の問題が露呈したことを示しているのではなからうか。そして、(B)の裏書に飯貝が「祐慶門徒」

と明記されることは、祐慶の素性を明確に出来ないもの、少なくとも上宮寺門徒でないことを明らかにしているものと考えられる。ただこの一行は、筆跡には問題はないが運筆がやや不自然であり、後筆の可能性もある。もしそうであれば、このことが一層明確となるであろうが、このような視点に立つ時、実孝入寺の裏には上宮寺や本宗寺をはじめとする三河系の勢力を抑止せんとする目的があったことが考えられる。

このように実孝が、本善寺取り立ての由来を記述した最大の理由は、「三河のすちめ」はすでに解決済みであることを再確認しつつ、妻はじめ後代に申し送ることにあったが、ここに言う「三河のすちめ」とは、元来上宮寺との関係であったものが、対土呂殿<sup>二</sup>本宗寺の関係へと記述の内容が変化していることに注意しなければならない。これは、当初の上宮寺の教線を次第に本宗寺が取り込んでいったものと考えられ、同時にこのことは、三河における本宗寺の微妙な変化を示すと共に、権威の象徴として実質的に三カ寺以下の与力体制が整ったことを暗示しているようである。これは一つに実円入寺が契機になっているとも考えられるが、この点については後考を俟ちたい。

ところで、吉野における本宗寺の与力化の動向はこの後は明確でないものの、『天文日記』には本宗寺の大和進出を裏付ける記述が見られる。すなわち「奈良本宗寺下」(十二・一・七)、「奈良本宗寺門徒中」(十三・十一・二四)、「奈良本宗寺方」(二〇・七・七)などいずれも奈良における本宗寺門徒、あるいは与力門徒の存在が知られる。この場

合、吉野との関係は明確ではないものの、本善寺を介さない本宗寺傘下の門徒団も成長していたことは明らかである。

次に、(b)のもう一つの地名「射和」についてであるが、これには上寺関係が記載されないことから、必ずしも祐慶門徒ではなさそうである。『別本如光弟子帳』には「伊勢国伊沢一箇所」とあり、射和にはもともと上宮寺の下道場があったようであり、その意味では「上宮寺門徒」とあってもよさそうなのである。そして、九字名号と共にこの「二尊立」を、如光後継の室角が「女儀三候へハ」実如へ指し上げた<sup>三</sup>とあり、これによってこの連座像が、もともと上宮寺にあったものであることが知られる。さらに、連座像と共に射和道場もそうされたものであろうか。というのは、この記述の前に越前吉崎に隠居所が「一カ所有り、やはり「女儀」により門徒共に連如に指し上げた旨記されている。これについては、他に傍証するものがないためそのまま信ずることは出来ないにしても、興味深い内容である。ことによると射和道場の場合、連座像と共に実如に仮託された、実円に譲渡されたとしたならばいかであろうか。もちろん想像の或を出さないが、『別本如光弟子帳』の成立は近世初頭であり、上宮寺の立場からすれば分派後の状況に合った伝承が作られた可能性もあり、表(西)側となった本宗寺との関連は否定されても不思議ではない。このように考える時、先の『実孝書』の本宗寺の教線伸長のあり方を、ある程度裏付けることが可能となるのではなからうか。

ところで、吉野と射和は地理的に一見無関係の地点のようであるが、

大和・伊勢国境の狭しい山脈に阻まれてはいるものの、直線で約六十五キロメートルの距離は伊勢街道により交通上、比較的近い関係にあったものと思われる。また射和は、櫛田川中流に位置し中世においてはこの地まで航行を可能にし、射和津として交通上の重要拠点として発達した。それは近辺に古代よりの丹生の産地を控え、射和はその製鍊・中継の場として、又、白粉の生産が行われるなどの経済上の拠点でもあった。したがって、大和を越え堺や中央への交通路も開かれていたことは想像に難くないであろう。

このような背景から、上宮寺（如光）を媒介として吉野飯貝と射和の間には何らかの連絡を持ったことが想定出来るが、『如光弟子帳』の百余の如光門徒の分布を考える時、何らかの商業活動をぬきにしては考えられない。故井上鋭夫氏の提唱されたワタリ<sup>66</sup>の存在をここで打ち出すのは史料的にもあまりに早急であるが、吉野——射和——三河という地理的關係を考えると、これらの交渉を可能にするのは少くとも経済上の連関を見逃がすことは出来ないであろう。また、如光を三河門徒団の雄たることを可能にしたのも、彼が何らかの形で商業活動に関与していたと考えざるを得ない。

ところで、この連座像を所蔵する松阪市射和本宗寺（大谷派）は、三河土呂本宗寺の寺跡を継承する別格寺院であるが、これは江戸中期真楽寺を改称したものである。真楽寺は、寛永二年（一六二五）播磨船場本徳寺より従意（宣通）入寺により一寺が取り立てられ真楽寺を称したが、

宝暦年中本宗寺と改号し院家に復されている。前述のように射和の地にはもともと上宮寺の隠居所、もしくは下道場があり、それが真楽寺へと継承され、さらに三河との密接な地であればこそ近世中葉に本宗寺寺跡寺院として取り立てられていったものと思われる。それは、射和本宗寺がこの連座像を伝持して来たことが何よりもこの証左となるが、元來この地が如光によって門徒化が行われたことにより、近世の本宗寺が如光頭彰という形でこれを伝えて来たものと理解する事が出来る。こうした点を考慮すれば、土呂坊——如光の關係が濃厚であったことを逆に裏付けることが出来るのではなからうか。

### 三

ここで、実円の動きと本宗寺の性格を考える上で、実円の周辺に焦点を当ててみたい。

本宗寺は、実円——実勝（教證）——証専（教什）と相承し、三河一揆後の破却により血脈は絶えることになり、以後は英賀本徳寺にて相承されてゆく。実円自身は、周知の通り実如の三男であるが円如・兼珍が早世するため、実質的には実如の唯一の男子であり、証如代には叔父として活躍することとなる。また息男実勝の妻は願證寺実恵の女であり、証如期陰の支配者慶寿院の姪に当たる。さらにその息男証専の妻は、頭如の妹である。このように本宗寺歴代は、常に本願寺宗主と極めて近い



血縁・姻戚関係にあり、永禄二年（一五五九）願證寺・願證寺と共に最初の勅許院家に補せられるなど、常に一門の最重要の位置にあったことを確認しておきたい。

このような本宗寺、殊に実円の地位の重要性は『天文日記』『私心記』に頻出する記事によっても裏付けられるが、ちなみに実円の往還をこれらより拾い出してみると別掲のようである。

実 円 所 在 一 覧	
天文5	2・21 三河より上洛（上宮寺と同道） (5・6)
6	5・12 早々上洛・しのび (1・28)
6	6・17 播州へ下る
7	(1・10 播州のことについて本宗寺より注進) 3・1 播州より上洛
11	1・1 上洛 1・19 (20日に) 播州へ下国
7・23	上洛

←……………← 三河 本願寺 ←……………← 播州 本願寺 ←……………← 播州 ? ←……………← 播州

三河本宗寺について

21	19	18	16	15	14	13	12										
(2・9)	12・15 播州へ下向	(7・13)	(5・7)	(2・2)	(1・25 実如廿五回忌目を煩い不出)	(7・23)	(5・29 去年より逗留)	(1・23)	(7・12)	(9・7)	8・1 播州より上洛	(11・8)	(6・28)	(12・8)	(2・5 齊)	(8・18)	(7・26 阿弥陀堂上棟)

→……………← 播州 ←……………← 播州

弘治1	22	(7・7)	←
(12・18 死去於本願寺)	7・24 上洛	(9・8)	←
			←

( ) ↓ は在国 …… ↓ は在本願寺 ( ) ↓ は在本願寺を示す記事。

かなり不明瞭な部分が多いが、実円は多くは本願寺に在るもの下向先は播磨の方が多い傾向にあったようである。これは、三河は息男実勝が天文十九年(一五五〇)早世まで住持であったことにもよるであろうが、このことは三河教団と本願寺を考える上で留意しなければならぬ。

また本願寺は、蓮如開山として如光を媒介に三河坊主衆の与力支持がその存在基盤であったと考えられるが、同時に本願寺路線への変更当初の三河教団にとって、本願寺血縁寺院の権威は教団伸長のために有効に作用したと考えられる。これらの背景のもとに、坊主衆による中央本願寺にならった勤番制が、地方教団としては異例な形で整備されていたことは注目すべきである。これについて、『月割勤番帳』なるものが碧南市願随寺に存在していたことが記録に知られるが、現存していない。一方、岡崎市本宗寺(本願寺派)にはやはり月割で勤番者名が記された記

録が存したが、昭和四十三年焼失してしまった。ことによると、願随寺旧蔵のものは本宗寺焼失記録でなかったかと考える。それは次のように記される。

七月	カマヤ	タカトリ	祐念	ワクトノ	空願	中畑	永願
	上野	ナカソノ	良恩	ホキウ	祐西	大草	教頓
	ワカマツ	ハカハヤシ	教恩	和泉	永宗		超秀
八月	タイタ	大門	了賢	岡サキ	秀了	サト	順正
	了順	オホトモ	尊誓	山ムロ	教願	大浜	道場
	八町	教恩	高たな	専宗	野口	了恵	八橋
							誓順

このように、三河坊主衆が毎月ほぼ十二名程度割り振りされ番役が課せられる。時期的には天正末から文禄頃のものとして推定されるが、坊主衆の与力支持が具体的に示される点注目すべきものである。さらに、三カ寺のうちでも上宮寺ではこれとは別に独自の勤番制が布かれていたように、天正十九年(一五九一)の末寺連判状(写)には「御番之事、御ちやうめんの通、一はん七日ツ、御院家さまへまいり、御とう明・御そうち等は可申候、尤七日之内ハ我々共手伝にて御座候」とあり、坊主衆にとっては二重の負担が課せられていたようである。これらはおそらく中央本願寺に倣ったものとみられ、本宗寺ではすでに実円の頃から行われていたと考えられる。

このような状況にあつて、門末のうちには一部直参化の動きが惹起したようである。『天文日記』(天文13・11・6条)には「上宮寺門徒之

内号直参不通衆有之間、此人数本宗寺へ出頭相止ひ者、可為祝着之由、上宮寺被申之也。本宗寺返事<sup>事</sup>ハ、直参之由被申衆者、本寺へ可伺也、以私之儀難申付之由、被返事也（以下略）。」というような記事が見られる。このような動きは、番役に象徴される末寺役の二重構造からの忌避と見ることが出来るが、これが上宮寺系だけの現象であるかはこれだけでは判然としない。上宮寺と本宗寺との創草以来の関係を思い合わせると、大和・伊勢の動向に同調するというような傾向が、あるいは上宮寺系門末にはあった可能性もある。

いずれにしても、三河における本宗寺の存在を、勤番制の確立と末寺直参化の動きに求めるならば、これらは三カ寺体制をほぼ完全に包摂した状況を示すものとして捉えることが出来るのではなからうか。そして、享祿四年（一五三一）加賀大小一揆に三河門徒が出兵したのもその具体的表徴と見てよいであろう。

#### 四

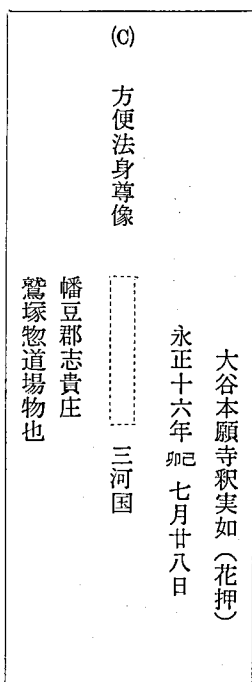
次に、本宗寺を考える上で忘れてはならない今一つの坊たる鷺塚坊について考察してみることにはしたい。

実悟の『本願寺作法次第』によれば、「但鷺塚は実如（上人）にて御入候歟」と鷺塚坊については、やや明確を欠いた表現をとる。又『日野一流系図』においては、実如の条に「河州枚方坊并参州鷺塚之坊開山」

三河本宗寺について

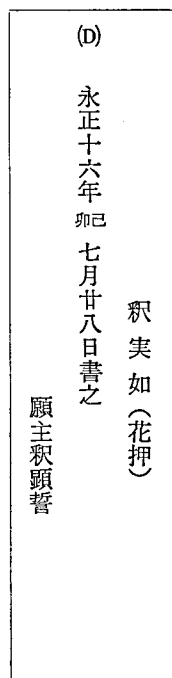
と明記し、枚方坊順興寺と共に実如が開山であることを示している。ところが、土呂坊と並ぶ存在でありながら鷺塚坊の名を『天文日記』には一度も見ないことは不思議であるがそれはおそらく土呂坊が実円入寺迄確たる任持がなかったと同様に、鷺塚坊も実如開山でありながら退転まで本願寺血縁者が入寺した形跡がないことによると思われる。しかし、この両者は成立の事情も異なる別個の坊でありながら、「参州本宗寺の御坊土呂・鷺塚」という捉え方がなされており、この両坊が本宗寺の名のもとに一体であったことが知られる。だが何故に土呂坊の外に坊を設けねばならなかったのだろうか。また鷺塚坊の果たした役割は奈辺にあったのだろうか。以下少しく検討を加えてみたい。

まず、鷺塚坊の存在した地である碧南市鷺塚町願隨寺には、次のような裏書の繪像本尊が所蔵される。

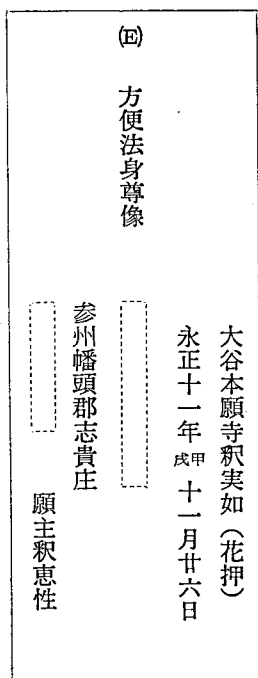


この裏書(C)は、土呂坊・鷺塚坊を考える上で極めて重要と思われ、特以下に二点の問題について考えてみたい。

まず第一点は、昭和六十年に姫路市本徳寺で発見された絵像本尊(D)と日付が一致することである。



この時期、下付物の年月日が一致するという例は他にも見られないこともないが、願随寺には尚一本これより五年先行するやや小ぶりの絵像本尊(B)を所蔵する。



願随寺の寺伝では、願主に名を見る恵性を中興(蓮如弟子)としており、これを願随寺の道場時代の本尊と考えるのが妥当と思われる。したがって(C)本尊が、鷲塚坊の本尊であるという見通しを立てておきたい。また願随寺は、恵性以来数代は本宗寺「院代職」であり「勤番の懸所」と伝え、(C)本尊や先にもふれた本宗寺勤番制の名簿ともいべき「月割

勤番帳」を伝えていたことを考慮すれば、恵性の伝承はある程度信拠されることが出来る。

一方、(D)の願主願誓は、晩年の蟄居先である英賀本徳寺より発見されたことより、蓮如四男光教寺蓮誓の子願誓であることは明らかである。そして、願誓と(D)とが本尊を同時に下付されたことは、一般とは異なった実如の血縁かそれに準じた相手に同時に下されたと思われたいと思われる。さらにこの二つの本尊を同一線上に捉えるならば、『反故裏書』に見られる永正の三条目のうち、永正十六年(一五一九)夏頃に発布されたといういわゆる「一門一家の制」や、同時期頃の「新坊舎建立停止令」との関連性を考えねばならない。この問題については、金龍静氏が越中勝興寺の事例をもとに考察されるが、氏はこれらの法令は、円如を中心とした新親族団の確定を目ざした蓮淳・蓮誓の画策と位置付けられる。これによれば特に後者の場合、例えば越中安楽寺(勝興寺)の赤田・打出の草坊停止の措置はその具体例といえる。

このように、これらの法令は主に北国の諸寺諸坊に対して打ち出されたものであろうが、やはり、全国的にも通ずる法令として理解したならば、本宗寺の鷲塚坊の場合、別坊でありながら期を同じくして本尊の下付がなされたことにより、事実上別坊としての公認がなされたものと解することが出来る。そして金龍氏の説かれるように、円如に視点を置いた時実円は唯一人の男子兄弟であり、一門身分といってもよい立場であった。さらに鷲塚坊が、宗主実如の開山兼帯という「御坊」格に位置

付けられたことは、それが同時に本坊たる土呂坊本宗寺の教団内の位置付けをも必然的に高めることになったことは云う迄もない。おそらくこれも、後継円如の近親支持母体の確立をはかった実如の画策と考えてもよく、いわば願得寺実悟や勝興寺実玄などが、一代一門身分とされた特例とも相通するものであろう。

他方、願誓の室妙祐は円如の妹であり、永正十六年二十一才の段階ですでに結婚していたとすれば、円如——実円——願誓は兄弟の間柄となる。このような背景を考える時、願誓自身と実円の別坊たる鴛塚坊と同日に実如より本尊が下付されたことは、ある一定の意図のもとになされたものとして理解出来るであらう。さらに想像をたくましくすれば、願誓自身は光教寺の後継であり新たな道場本尊の必要性は小さく、この場合道場本尊とするより、裏書の書式も通例とは異なることから、円如親族としてあらためて実如より認知されたことを示すべく機能を有したものでないだろうか。これらについては、史料的不備もありこれ以上考察する用意はないが、本尊下付の意義を含めて、実如・円如をめぐる本願寺中枢の組織・性格を考える上で、今後注目してゆかねばならぬと思われる。

次に第二点目として、(c)の裏書には一部に抹消されたとみられる痕跡が認められることに注目したい。それは写真(補註)からもわかるように、年号の次行の「三河国」が書き出しにしては下がり過ぎて不自然であり、この上には何らかの上寺関係が記されるのが通例であるからである。その

可能性としては、上宮寺、本宗寺、あるいは本徳寺といった寺名を想定することが出来、それぞれの場合を検討してみたい。

#### ・上宮寺

『上宮寺縁起絵』第四幅に如光没後「如光上人之墳墓築于同国鴛塚」の場面がある。これは近世中々末期の成立であるが、如光伝(第三・四幅)に関してはその多くは史実にほぼ合致していることを裏付けられている。だが何故に如光の墓が、上宮寺や隠居所の西端辺でもない鴛塚の地に築かれたのであろうか。もちろん現在、この地に如光の墓は存在せずこれに関する伝承すらない。しかし、この地には上宮寺系の門徒が多く存在していた徴証もある。上宮寺の天正十九年(一五九一)の末寺帳には、鴛塚に「長徳寺」、『別本如光弟子帳』には同じ頃順教・教順二カ所の道場がある。この順教の子尊心が知多郡乙川へ移り円教寺と号したと云う。これが現在の半田市正通寺であり、鴛塚姓を名乗る。寺伝では願随寺と同じく恵性を開基と伝え、近世を通じて上宮寺末であることから、鴛塚における上宮寺系の伝承はこちらに引き継がれたようである。そして、願随寺が近世初頭西へ転派したため鴛塚の上宮寺伝承は消滅したと考えられる。また今一つの上宮寺末道場は、同地の蓮成寺に該当するものと思われる。この寺は江戸期は知多郡成岩無量寿寺末であるが、蓮如旧跡を伝える一方、『貞享の書上』には実如との関係による創建を伝え、現に実如寿像と分骨を伝える。このことは、鴛塚坊と実如と

の關係を裏付ける証左と見ることも出来よう。いずれにしても、これらの上宮寺系道場・門徒の支持を受けて鷺塚坊が成ったことは十分考えられる。

・本宗寺

願隨寺に所藏される『世間実録』は近世幕末に成った備忘録で、これによれば当地の河原五郎右衛門（襲名）家に次のような裏書の本尊を有したという。

一、三百代本尊 證如判

天文十二 癸卯年十月卅日

本宗寺門徒三河国碧海

郡志貴庄鷺憤(すゑ)

願主釈祐了

尼真妙

これによって、鷺塚寺内にあって鷺塚坊直属の本宗寺門徒の存在が確認出来る。あるいは河原家が本宗寺門徒であったものかも知れない。少し時代が下がるが、天正十年（一五八二）本能寺の変の際、徳川家康が急遽堺から岡崎へ帰城する折、河原五郎右衛門が肝煎をしたことが本願寺下間頼廉の感状によって知られる。この意味では、彼の存在は鷺塚寺内にとどまらず三河教団における有力門徒であったようである。このようなことから、永正段階で本宗寺の寺号があったとすれば(9)の裏書には「本宗寺門徒」とあった可能性があるが、本宗寺伝承を伝える願隨寺に

所藏されて来たことからすれば、抹消する理由は稀薄となる。

・本徳寺

同じく先の『世間実録』によれば、やはり河原家に本徳寺門徒に下付された次のような本尊が所藏されていたようである。

一、五百代本尊證如御判

享祿四年 辛卯十月二日

本徳寺門徒寺内釈願道

ここにいう寺内とは、もちろん英賀寺内を指すと思われるが、にもかかわらず鷺塚の地にこれが伝えられたことは、単に流入物と考えるより、実田が本徳寺を兼帯したことにその背景を求め方が、より事実に近いと思われる。

以上のように見てみると、そのいずれもが可能性があり決め手に欠けるのであるが、逆に言えば鷺塚坊は、これらのいずれの寺院とも極めて密接な関係にあることが知られるのである。このように鷺塚坊は、本坊土呂坊との関係はもちろんのこと、遠隔の英賀坊とも不明瞭ながら交渉をもったことが想像される。また在地の大坊主の支持も、おそらく土呂坊と変わらぬものがあつたと思われる。

次に、鷺塚の地理的特徴について簡単にふれておきたい。

この場所は、少なくとも江戸中期まで衣ヶ浦に浮かぶ島であつたことが確認出来る。如光隠居所の西端より海路約半里程に位置し、註(5)にも引用した如く『信長公記』にも見られるように、土呂・佐々木・大浜と

共に要害富貴の地として、海上交通と流通の拠点であったことが示される。ただ、先に掲げた永正十六年の(9)の裏書が地名の史料上の初見であり、やはり門徒の形成と共に発展した場所と見ることが出来る。

さらに土呂と同様寺内町が形成されていたようであるが、現在それを復元することは史料的に不可能である。天文十三年(一五四四)谷宗牧の『東国紀行』に「わしつかの寺内一見して別れたり、むかいは吉良大御里成へし、この眺望えもいわぬ入江の磯なり」とあり、その一端を垣間見ることが出来る。また、東本願寺の下付記録である『申物帳』元和六年(一六二〇)十二月十八日条に「蓮如様 無量寿寺下三州碧海郡志貴庄鷺塚八町村池端 祐珍」とあり、「八町」の地名を見出すことが出来る。現に昭和四九年迄小字名として「八丁」が存していた。このことは、土呂寺内で行われていた市を「土呂八町新市」と称したことを思い合わすと、土呂と鷺塚は同様の町割が形成されていたようであり、両者の関係をこの点からも確認出来るであろう。

以上のように、鷺塚坊は本宗寺の別坊という形で存在したことが明らかとなった。その意味では、例えば富田教行寺の名塩坊などもそうであるが、鷺塚坊の場合、後に一時本坊がこちらへ移った可能性もあり、その存在は重視されねばならない。

また鷺塚坊の場合、蓮如開創の一つに数えられ、あるいは実如との関りの中に創出されるという権威的な存在であるが、同じ実如開山として実悟系図に見られる枚方坊の場合はいかがであろうか。枚方坊への実從

の入寺は『私心記』によれば永禄二年(一五五九)十二月のことであり、これ以前には坊舎そのものの存在も詳でない。したがって「実如開山」も必ずしも実態を表しているとは限らず、順興寺寺号もあらかじめ授与された名乗りであると思われる。したがってこれらは極めて形式的なものであり、鷺塚坊も実悟が系図を編纂するまでのいずれかの時に「実如開山」が冠せられたものと考えて大過ないであろう。さらに本宗寺寺号も、顕誓の「本宗寺の御坊土呂・鷺塚」が示すように、鷺塚坊も含めて本宗寺が機能したことは明らかである。

このように、この二坊が比較的近い位置関係にありながら並置された背景には、三河教団が三カ寺という極めて強大な大坊主によって統率・組織化された中であって、門徒の与力化、さらには本願寺体制化への推進をはからねばならなかったことが考えられよう。

### 結びにかえて

上来、本宗寺を土呂坊・鷺塚坊の両面からその草創・性格等について言及して来たが、問題が多岐に亘り意を尽くし得なかった部分も多く、まとまりのないものになってしまったことは否めない。ここで一応問題を整理しつつ、次の点を指摘して結びにかえたい。

まず本宗寺の成立については、後に成立する別坊鷺塚坊がこの地に建立された縁由からも、如光(上宮寺)との関りを否定することは出来ない

い。さらに、本宗寺の教線が三河に止まらず伊勢射和・大和吉野などにも伸びたが、これらはすでに上宮寺系の教線が伸び門徒形成が行われていた地域であることを考えれば、本宗寺と上宮寺の関係は密接なものであったことが想定される。もちろん如光は、伝承土呂坊創建の応仁二年に没しており、土呂への蓮如誘引の足掛りを作ったに過ぎないものの、その後もこの立場は継承されていったものと考えられる。このことは、佐々木上宮寺に対する蓮如よりの下付物が他の二カ寺に比して多いことも、その証左となろう。

次に、土呂坊本宗寺は播磨英賀坊本徳寺とその成立の状況や性格が類似しており、特にその創草にあたっては、如光・空善という蓮如門弟の重鎮が共に基盤形成の先駆として、存在していたことは注目すべきである。そして、共に実如の息男が入寺したという点では、実如が最も期待を寄せたとも言え、後の両寺兼帯は実質的一本化でもあり、殊に本徳寺と鶯塚坊も何らかの呼応があったとも考えられ、今後これらの点を考慮しつつ両寺を捉え直す必要がある。

さらに本宗寺は、在地における「蓮如開山」としてのカリスマ的存在として、三河教団の本願寺化に極めて有効に作用したことは明らかであり、実円の入寺はそれを一層推進したものとと言える。言う迄もなく実円は、実如息男として蓮如のあと、実如——円如体制下の教団形成に重要な役割を荷うべき存在であり、彼の入寺の意義は、蓮如によって本願寺化が進められた三河教団ではあったが、鶯塚坊の「実如開山」に代表さ

れる如く、「実如化」ともいうべき体制に寄与したものと見てよいであろう。例えば、北陸筋に比して実如の下した絵像本尊の数が、三河教団では圧倒的多数にのぼることもこれを示唆しているものとして注目したい。すなわち鶯塚坊の成立は、三カ寺体制下において一家衆本宗寺の存在意義を明確たらしめるべく、土呂坊の「蓮如化」に対する「実如化」を代弁する役割を果たしたと見ることが出来る。それは、円如のあらたな教団形成という視座からも重要な部分を占めるものとして、今後さらに注目すべきであろう。

尚、本稿作成にあたって松阪市本宗寺・姫路市亀山本徳寺・碧南市願随寺の所蔵史料、同朋学園佛教文化研究所の調査資料他を使わせていただいた。記して謝意を表したい。又、諸賢の御教示を乞う次第である。

註

- (1) 織田顕信「『本宗寺』考(一)』真宗教学研究第3号(昭54)。
- (2) 両寺とも応仁二年五月廿日の日付を有するが、応仁寺のものは昭和六十二年二月盗難に遇い現在所在不明。
- (3) 岡崎市専福寺蔵。同朋学園佛教文化研究所紀要第六号二〇〇頁。
- (4) (1)に同じ。
- (5) 「三河国端に土呂・佐座喜・大浜・鶯塚とて海手へ付けて然るべき要害、富貴にして人多き湊なり。大坂より代坊主入れ置き、門徒繁昌候て既に國中過半門家になるなり。」
- (6) 「土呂山皇今昔実録」 新行紀一『一向一揆の基礎構造』二二〇頁。
- (7) 『本願寺作法次第』(真宗聖教全書四一九〇四頁)



(8) 「新出の蓮如・如光連座像について」同朋学園佛教文化研究所報第二号(昭62・3)

(9) 註(2)であげた応仁寺蔵の六字名号裏書は次のようである。

積蓮如(花押)  
願主 釈惠薫  
応仁二年戊子五月廿日

(10) この記録については、愛知女子短期大学教授早島有毅氏に御教示いただいた。謝意を表したい。

(11) 寿徳・慶順の名は、如光弟子帳とも言うべく『門徒次第之事』には見られないが、これによって今後弟子帳以外の門末の存在を考えてゆかねばならぬであろう。

(12) 小山正文「本證寺本『教行信証』の歴史的考察」(安城歴史研究第四号・昭53)

(13) 宮崎円遊「蓮如の吉野の旅——吉野の初期教団——」(二葉憲香博士還暦記念『宗教史論集』所収)。

(14) 邦訳『日葡辞書』によれば、*summe* とはまっすぐな線・筋、また血統という意を表わす。

(15) 『上宮寺縁起繪』には「如光上人於勢州射沢<sup>(初)</sup>化益」の段がある。

(16) 拙稿「中世末期における三河上宮寺の本末関係」(近世佛教第四卷四号・昭55)。

(17) 『蓮如上人御隠棲実記』(『真宗全書』第六九卷三四三頁)

(18) 和田康道「三河真宗の復興」(十一)(真宗三八〇号)(昭8・6)

(19) 『新編岡崎市史』6史料編古代中世六二一頁。尚、上宮寺にはここにいう『番帳』一原本(同書六三五頁)も存するが、これは一斑五日づつとなつてゐる。

(20) 「態一筆取向候、仍今度於波佐谷被逐一戦、被得大利候、寔忠節悦入候、殊更長々在陣、辛勞痛入候、弥馳走可頼入候、穴賢々々。  
(永禄四年)十月五日

三河坊主衆中へ  
其外加州へ下国衆中へ」

(福井県諦聴寺旧蔵文書)

(21) 『反故裏書』(『続真宗大系』第十五卷二〇八頁)  
註(1)に同じ。

(22) 『富山県史』通史編Ⅱ中世第四章第一節七、永正末期の三法令。  
註(1)に同じ。

(23) 碧南市願隨寺蔵。これによれば、「実如上人之御繪像ヲ申給尔今当寺。掛隨候。」とあり、現に大谷派蓮成寺に伝える実如影像には裏書を欠くが技法的にも寿像と認められる。

(24) 碧南市鷺塚町の河原家(現当主河原長市氏)には『世間実録』に記される本尊等は現在所蔵されていないが、蓮如筆と認められる六字名号を所蔵される。

(25) 能令申候、仍自本作  
左御報具披見申候、  
寔御意之義別而祝着  
申候、即令披露候、今度  
三河守殿御上洛候間、  
御一乱之儀被仰候処、  
京都不案之義付而  
俄御下向之事而候間  
不相調重而本作左始  
年寄衆御取成候処、  
以書状令申弥貴所  
御肝煎<sup>ニ</sup>而作左御地<sup>ニ</sup>走  
頼入候、家康路次無別  
義御帰国之由珍重ニ存  
候、猶期後首候、恐々謹言

(26) 能令申候、仍自本作  
左御報具披見申候、  
寔御意之義別而祝着  
申候、即令披露候、今度  
三河守殿御上洛候間、  
御一乱之儀被仰候処、  
京都不案之義付而  
俄御下向之事而候間  
不相調重而本作左始  
年寄衆御取成候処、  
以書状令申弥貴所  
御肝煎<sup>ニ</sup>而作左御地<sup>ニ</sup>走  
頼入候、家康路次無別  
義御帰国之由珍重ニ存  
候、猶期後首候、恐々謹言

(27) 能令申候、仍自本作  
左御報具披見申候、  
寔御意之義別而祝着  
申候、即令披露候、今度  
三河守殿御上洛候間、  
御一乱之儀被仰候処、  
京都不案之義付而  
俄御下向之事而候間  
不相調重而本作左始  
年寄衆御取成候処、  
以書状令申弥貴所  
御肝煎<sup>ニ</sup>而作左御地<sup>ニ</sup>走  
頼入候、家康路次無別  
義御帰国之由珍重ニ存  
候、猶期後首候、恐々謹言

(28) 能令申候、仍自本作  
左御報具披見申候、  
寔御意之義別而祝着  
申候、即令披露候、今度  
三河守殿御上洛候間、  
御一乱之儀被仰候処、  
京都不案之義付而  
俄御下向之事而候間  
不相調重而本作左始  
年寄衆御取成候処、  
以書状令申弥貴所  
御肝煎<sup>ニ</sup>而作左御地<sup>ニ</sup>走  
頼入候、家康路次無別  
義御帰国之由珍重ニ存  
候、猶期後首候、恐々謹言

六月十七日

形部卿ノ事也

頼廉判

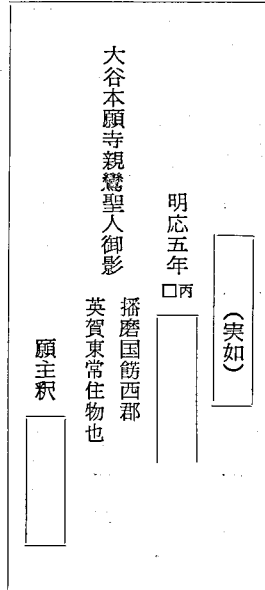
河原五郎右衛門殿

御宿所

上書二八五郎右衛門尉殿下有。

(現存しないが願随寺蔵『世間実録』による。)

本徳寺の成立を知る上で重要と思われる親鸞影像が、近時名古屋市中区養念寺で見出された。この裏書は次のようである。



斯表補絵依及古契令直之訖  
右裏書者任積実円所好残留焉  
天文十四稔 十一月十三日  
積證如(花押)

これは「第八祖御物語空善開書」八五に「明応五年九月廿日、御開山ノ御影様、  
〔空善ニ御免、中ノアリカタサ申ニカキリナキコトナリ。〕(真宗史料 集成二一四三〇頁)  
とあるように、元來空善に下されたものである。さらに證如の添書により、  
実円によって表装が直されたことを知ることが出来る。このことは、この影  
像が本徳寺のものであったことを示しており、本徳寺寺伝の通り、英賀坊は  
もともと空善により道場化が進められ、後に蓮如により取り立てられたもの

と考えられる。

(20) 註(10)に「御坊ノ跡ハ、今池トナル、其前ノ地ヲ門ノ内ト称ス、又本證寺屋敷ト云有」とある。

(30) 『新編岡崎市史』付録I「懷玉三河州地理図鑿」。

(31) 大谷大学図書館蔵粟津家記録。

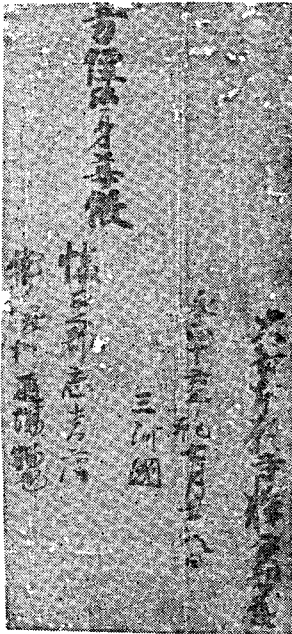
(32) 徳川家康文書天正元年上林越前宛判物(『徳川家康文書の研究』上巻二〇〇頁)にこの文言が見られる。

(33) 慶長四年十一月廿九日田中吉政本宗寺宛挨拶書に「一諸役ホ、前々如鷲塚令免除事」とある(『新編岡崎市史』6史料古代中世八九二頁)。

(34) 名号本尊と蓮如・如光連座像の他に、親鸞聖人絵伝(文明八・十一・廿)・親鸞聖人影像(文明十四・十二・廿二)・黒谷源空上人影像(延徳一・十・十)・「教行信証」識語(延徳一・十・廿八)などを蓮如より授かっている。

(35) 管見では、現在まで三カ寺関係の突如下付絵像本尊等を次のように確認している。上宮寺十三(うち蓮如像一)、勝鬘寺五、本証寺十六、他に浄妙寺二、三カ寺外五(うち親鸞像一)、不明一。

△補註▽



碧南市願随寺蔵